







の訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日に改め、「）提起すること  
ができ、当該審査請求に対する裁決があることを知った日の翌日から  
の翌日から起算して6か月以内であつても、当該審査請求に対する裁決の  
起算して1年を経過した場合は、正当な理由があることを除き、取消し  
提起することができなくなり、これを加え、「この訴えは、この処  
分についての審査請求に対する裁決を経た後、なれば提起することができ  
を削り、「該当するときは、」の次に「当該審査請求に対する」を加え、「経  
を「経ないで、処分の取消しの訴えを」に改める。  
別記第 1 6 号の 3 様式を次のように改める。

別記第 1 6 号の 3 様式 (第 9 条の 2 関係)

| 強制換価の場合の県たばこ税(軽油引取税)の徴収通知書   |  |     |     |         |     |
|--|--|-----|-----|---------|-----|
| 納税者 住所<br>(特別徴収義務者) 氏 名  |  |     |     | 第 年 月 日 | 号 日 |
| 様<br>熊本県 広域本部長 印   |  |     |     |         |     |
| 次の製造たばこ(軽油)が強制換価された場合には、地方税法第 1 3 条の 3 第 1 項の規定により、その代金のうちから、次の県たばこ税(軽油引取税)を徴収します。 |  |     |     |         |     |
| 特別徴収義務者<br>又は納税者   | 住 所<br>(居所)  |     |     |         |     |
|  | 氏 名  |     |     |         |     |
| 強制換価<br>手続に付<br>されている<br>製造たば<br>こ(軽油)及<br>び税額                                     | 製造たばこ等の名称  | 性 質 | 数 量 | 税 率     | 税 額 |
|  |  |     |     |         | 円   |
|  |  |     |     |         |     |
|  |  |     |     |         |     |
|  |  |     |     |         |     |
|  |  |     |     |         |     |
|  |  |     |     |         |     |
|  |  |     |     |         |     |
| 執 行 機 関 名  |  |     |     |         |     |
| 差 押 年 月 日  |  |     |     |         |     |
| 又 は 事 件 名  |  |     |     |         |     |
| 教 示  | <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、知事宛てにして、当広域本部を経由して提出してください。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> |     |     |         |     |



「第この求のをでつる求を処提対 分条がでる第は、「た」が知す請き処提審改  
を法、分請こ」が知す請きのばに 処 4 と内あ 4 後、けとを対査とのば該に  
「査し処査」たを対査とこれ求。「第こ以がの限に受こと審るこれ当  
」審だの審、けこと審る、け請るを法る月由条期」をるこ求該あ「け」を  
た服たこ、に受るこ求該あ「な査め」査すか理 9 する達すた請当が、なにえ  
受不「き」をすた請当が、で審改た審を 3 第 1 宛送起つ査、由えで次訴  
を政にも除て達起つ査、由え後該にけ服求て当第定事の提あ審も理加後のの  
知行次を宛送提あ審も理加た当」受不請し正法規知決ばが該てなをた」し  
「通」のつき事のばが該てなを経「をを政査算、税に、裁れ決当」経、消  
「め、」あと知決れ決当」をにえ知行審起は方号「るけ裁、あ正。をは取  
に改す内あ「るなるしで、す裁のの」「ら場合地同をすなるしで、す決きの  
は」き月由」対後対た以合りす、消に改、め、を、か場、」対ですだ内はま裁と分  
合月でか理てにたに「月場な対は取」にすの過。場事請経求に「月場なす  
場かが 3 宛宛求経求にかたくにきのは」ま日経する知査を請次 6 しなに該い  
る 3 とて当事請を請次 6 しな求と分合月きたをます「審決査のて過き求「な  
あ「こし正知査決査のて過き請る処場かですなり来、の裁審」し経で請、経  
を」す起は、の審裁審」し経で査す、る 3 が知 1 年に到にる該「算をが査め「  
」日をら合えてす当す起年との該い「をことしな先。つ対、す起年と審改を  
は 0 求か場加い対、まら 1 くて「なを」るこ算きもすにはきかてるとに  
と 6 請日たをつにはきかてるとい、経」日すた起でりま分求えで日しすいおで  
る、審の過。分請訴が翌算起に削をき 6 請あかと限な査のとの起提に「ない  
にあ「日経す処査のとの起提分を」と「査が日こ期くこ審しこ日らを分を経  
「」、たをまの審しこ日らを処」もる、審分翌るのな、消したかえ処」「  
中たりつ年りこ、消したかえのがであるに「処のす記きは取すつ日訴のが、  
式つ削知 1 な、は取すつ日訴こんい「」、の日を上でええの起知翌のこんえ、  
様知ををてくはえの起知翌のせな中たり、この求がが訴訴分提をのし、せ加  
3 を」としなえ訴分提をのしはま経式つ削、分請限との処「)と日消はまを  
のとりこ算き訴の処「)と日消えき「様知をし処査期こしし「)と日消はまを  
号こよた起でのし「)と日消えき「号ををし処査期こしし「)と日消はまを  
6 たにっら消し消こ、た決ののがえ 7 とりたこ、す取取のの改め、裁分のがす  
2 っ定あかと消取。め、つ裁分しと加 2 こよ、き定をのの改め、裁分のがす  
第あ規が日こ取のん改ある処消こを第たにすも除規求分分せに改め、裁分のがす  
記がの分翌るの分せにがす、取る」記つ定までをに請処処ま」決対き取る求に  
別分条処のす分処ま」決対き除分起す」がのであとき号査の「きた裁に除のす請る  
処 4 の日を処「きた裁に除分起す」がのであとき号査の「きた裁に除のす請る

算政「ら合「、対取か知知場場な  
起行をか場、はにの 6 ををたたく  
から「」日たにえ求分てとししな  
か、。翌し」訴請処しこを過き  
日めすの過。の査の算たた求経で  
翌改ま日経すし審こ起つ請をが  
のにきたをま消該、らあ査年と  
日」でつ年り取当はかがが審 1 こ  
た月が知 1 なの、に日分決「す  
けかとをてく分は合翌処裁日しす  
受 3 ことしな処て場のの算起  
をてるこ算き「った日こす分起提  
知しすた起でをあした「対処らを  
通算をっら「にをけをにのかえ  
の起てあかと日合て受」求こ日訴  
「ら立が日こた場立をす請、翌の  
に日議処のす受し議送り審て」消  
」翌異の日をを異のて該日取  
合の「この求知求「定め当あの  
場日、「この求知求「定め当あの  
たり、分請通請、決き、で決分  
を」削だの審分審」すとは内裁処  
を」削だの審分審」すとは内裁処  
知をたこ、処「)対こつ月すき  
ととりすも除こたたてにいか対除  
ととりすも除こたたてにいか対除  
「こよまてを、つ立ら合て求き  
中たにきつきは知知申な場し請と  
式つ定であとえをを議ばた算査る  
様あ規がでる訴とを異れし起審あ  
7 がのと内あこのこを異れし起審あ  
の「条こ以がしたたそな求か当由る  
号を 4 理由消つた、し請日、理め  
2 日法を 3 理由消つた、し請日、理め  
第 0 査求て当分分訴に「審のて当に改  
別 6 審請し正処処裁の内日「あ、す  
し不審査算、ののるし以たたには、ま  
別 6 審請し正処処裁の内日「あ、す  
し不審査算、ののるし以たたには、ま

算政「ら合「、対取か知知場場な  
起行をか場、はにの 6 ををたたく  
から「」日たにえ求分てとししな  
か、。翌し」訴請処しこを過き  
日めすの過。の査の算たた求経で  
翌改ま日経すし審こ起つ請をが  
のにきたをま消該、らあ査年と  
日」でつ年り取当はかがが審 1 こ  
た月が知 1 なの、に日分決「す  
けかとをてく分は合翌処裁日しす  
受 3 ことしな処て場のの算起  
をてるこ算き「った日こす分起提  
知しすた起でをあした「対処らを  
通算をっら「にをけをにのかえ  
の起てあかと日合て受」求こ日訴  
「ら立が日こた場立をす請、翌の  
に日議処のす受し議送り審て」消  
」翌異の日をを異のて該日取  
合の「この求知求「定め当あの  
場日、「この求知求「定め当あの  
たり、分請通請、決き、で決分  
を」削だの審分審」すとは内裁処  
を」削だの審分審」すとは内裁処  
知をたこ、処「)対こつ月すき  
ととりすも除こたたてにいか対除  
ととりすも除こたたてにいか対除  
「こよまてを、つ立ら合て求き  
中たにきつきは知知申な場し請と  
式つ定であとえをを議ばた算査る  
様あ規がでる訴とを異れし起審あ  
8 がのと内あこのこを異れし起審あ  
の「条こ以がしたたそな求か当由る  
号を 4 理由消つた、し請日、理め  
2 日法を 3 理由消つた、し請日、理め  
第 0 査求て当分分訴に「審のて当に改  
別 6 審請し正処処裁の内日「あ、す  
し不審査算、ののるし以たたには、ま  
別 6 審請し正処処裁の内日「あ、す  
し不審査算、ののるし以たたには、ま

別記第 4 5 号の様式、別記第 4 5 号の 2 様式、別記第 4 5 号の 5 様式、別記第 4 5 号の







別記第 1 6 4 号様式(第 1 6 6 条関係)

(表)

|  |                   |     |       |         |                        |       |     |              |       |     |
|--|-------------------|-----|-------|---------|------------------------|-------|-----|--------------|-------|-----|
| 差 押 (調) 書  |                   |     |       |         |                        |       |     |              |       |     |
| 様  |                   |     |       |         |                        |       |     | 年 月 日        |       |     |
| 熊本県 広域本部<br>熊本県自動車税事務所<br>徴税吏員   |                   |     |       |         |                        |       |     | 印            |       |     |
| 次のとおり滞納金額を徴収するため財産を差し押さえます。  |                   |     |       |         |                        |       |     |              |       |     |
| 滞納者  | 住 (居) 所           |     |       |         |                        |       |     | 課 税 地        |       |     |
|  | 氏名又は名称            |     |       |         |                        |       |     |              |       |     |
| 年 度 別  | 期 別               | 税 目 | 納 期 限 | 滞 納 金 額 |                        |       |     |              |       | 備 考 |
|  |                   |     |       | 税 額     | 延 滞 金<br>(法律に<br>よる金額) | 加 算 金 |     | 滞 納<br>処 分 費 | 計     |     |
|  |                   |     |       | 円       | 円                      | 円     | 円   | 円            | 円     |     |
|  |                   |     |       |         |                        |       |     |              |       |     |
|  |                   |     |       |         |                        |       |     |              |       |     |
| 合 計  |                   |     |       |         |                        |       |     |              |       |     |
| 差押財産   |                   |     |       |         |                        |       |     |              |       |     |
| 滞納処分のため搜索した場所及び物件  |                   |     | 搜索日時  |         | 年 月 日                  |       | 午 時 | 分 分          | から まで |     |
| 上記の搜索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。<br>年 月 日<br>(氏 名) 印 (本人の )                       |                   |     |       |         |                        |       |     |              |       |     |
| この差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。<br>年 月 日<br>熊本県 広域本部<br>熊本県自動車税事務所<br>徴税吏員<br>様 印 |                   |     |       |         |                        |       |     |              |       |     |
| 備考   | 教示については裏面を御覧ください。 |     |       |         |                        |       |     |              |       |     |

(注) 1 延滞金は、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)で徴収し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)で徴収します。

2 「滞納金額」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

## (裏)

## (教 示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。また、地方税法第19条の4第2号に規定する期限が上記の期限よりも先に到来する場合は、同号に規定する期限後は、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書(2通)は、知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を經由して提出してください。

2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 上記(2)又は(3)に該当する場合においても、地方税法第19条の4第2号に規定する期限後は、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記第166号様式を次のように改める。

別記第 1 6 6 号様式(第 1 6 6 条関係)

(表)

| 差 押 書 (差押通知書)                  |                               |       |         |                             |                     |            |              |   |   |       |
|--------------------------------|-------------------------------|-------|---------|-----------------------------|---------------------|------------|--------------|---|---|-------|
|                                |                               |       |         |                             |                     |            |              |   |   | 年 月 日 |
| 滞納者(第三債務者等)<br>様               |                               |       |         |                             |                     |            |              |   |   |       |
| 熊本県 広域本部<br>熊本県自動車税事務所<br>徴税吏員 |                               |       |         |                             |                     |            |              |   |   | 印     |
| 次のとおり滞納金額を徴収するため次の財産を差し押さえます。  |                               |       |         |                             |                     |            |              |   |   |       |
| 滞納者                            | 住 (居) 所                       |       |         |                             |                     |            |              |   |   |       |
|                                | 氏名又は名称                        |       |         |                             |                     |            |              |   |   |       |
| 差押当日までに徴収すべき金額                 |                               |       | 円       |                             | 課 税 地               |            |              |   |   |       |
| 年 期 別                          | 税 目                           | 納 期 限 | 滞 納 金 額 |                             |                     |            |              |   |   | 備 考   |
|                                |                               |       | 税 額     | 延 滞 金<br>(法 律 に<br>よ る 金 額) | 加 算<br>過 少<br>不 申 告 | 金<br>重 加 算 | 滞 納 処 費<br>分 | 計 |   |       |
|                                |                               |       | 円       | 円                           | 円                   | 円          | 円            | 円 | 円 |       |
|                                |                               |       |         |                             |                     |            |              |   |   |       |
|                                |                               |       |         |                             |                     |            |              |   |   |       |
|                                |                               |       |         |                             |                     |            |              |   |   |       |
|                                |                               |       |         |                             |                     |            |              |   |   |       |
| 合 計                            |                               |       |         |                             |                     |            |              |   |   |       |
| 差 押 財 産                        |                               |       |         |                             |                     |            |              |   |   |       |
|                                | 差押調書謄本を受領しました。<br>年 月 日 印     |       |         |                             |                     |            |              |   |   |       |
|                                | 差押書(差押通知書)を受領しました。<br>年 月 日 印 |       |         |                             |                     |            |              |   |   |       |
| 備 考                            | 教示については裏面を御覧ください。             |       |         |                             |                     |            |              |   |   |       |

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

(裏)

(教 示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であってもこの処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。また、地方税法第 19 条の 4 第 2 号に規定する期限が上記の期限よりも先に到来する場合は、同号に規定する期限後は、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書(2 通)は、知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を經由して提出してください。

2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 上記(2)又は(3)に該当する場合においても、地方税法第 19 条の 4 第 2 号に規定する期限後は、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記第 1 6 8 号様式を次のように改める。

別記第 1 6 8 号様式(第 1 6 6 条関係)

(表)

| 債 権 差 押 通 知 書  |                   |                 |             |         |                      |                   |             |           |   |
|--|-------------------|-----------------|-------------|---------|----------------------|-------------------|-------------|-----------|---|
| 第三債務者<br>住(居)所<br>氏名又は名称 <div style="text-align: right; margin-top: 100px;">             年 月 日<br/><br/>             熊本県 広域本部<br/>             熊本県自動車税事務所<br/>             徴税吏員 印           </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり、滞納金額を徴収するため、債権を差し押さえますので履行期限までに当広域本部(自動車税事務所)あて支払ってください。<br/>           なお、この通知を受けた後は、債権者に支払ってもその支払は、無効です。</p> |                   |                 |             |         |                      |                   |             |           |   |
| 滞納者<br>(債権者)   |                   | 住(居)所<br>氏名又は名称 |             |         |                      |                   |             |           |   |
| 年<br>度   | 期<br>別            | 税<br>目          | 納<br>期<br>限 | 滞 納 金 額 |                      |                   |             |           |   |
|  |                   |                 |             | 税<br>額  | 延滞金<br>(法律に<br>よる金額) | 加算金/<br>過少<br>不申告 | 滞納処分<br>重加算 | 滞納処分<br>費 | 計 |
|  |                   |                 |             | 円       | 円                    | 円                 | 円           | 円         | 円 |
|  |                   |                 |             |         |                      |                   |             |           |   |
|  |                   |                 |             |         |                      |                   |             |           |   |
| 合 計  |                   |                 |             |         |                      |                   |             |           |   |
| 差<br>押<br>債<br>権   | 債務者               | 住(居)所<br>氏名又は名称 |             |         |                      |                   |             |           |   |
|  |                   |                 |             |         |                      |                   |             |           |   |
| 履 行 期 限  |                   |                 | 年 月 日       |         |                      |                   |             |           |   |
| 差押調書謄本(滞納者宛て)を受領しました。<br>年 月 日( ) 印  |                   |                 |             |         |                      |                   |             |           |   |
| 債権差押通知書(第三債務者宛て)を受領しました。<br>年 月 日( ) 印   |                   |                 |             |         |                      |                   |             |           |   |
| 備<br>考   | 教示については裏面を御覧ください。 |                 |             |         |                      |                   |             |           |   |

(裏)

(教 示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。また、地方税法第19条の4第2号に規定する期限が上記の期限よりも先に到来する場合は、同号に規定する期限後は、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書(2通)は、知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を経由して提出してください。

2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 上記(2)又は(3)に該当する場合においても、地方税法第19条の4第2号に規定する期限後は、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記第170号様式及び別記第174号様式中「あるときは」を「ある場合は」に、「通知を受けた」を「処分があったことを知った」に、「60日」を「3か月」に改め、「行政不服審査法第4条の規定により」を削り、「審査請求をすることができません。」の次に「ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。」を加え、「知事宛て」を「知事宛てに」と改め、「この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。」の次に「ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加え、「この処分について」を削り、「当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。」の次に「当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを」に改める。

別記第176号様式中「あるときは」を「ある場合は」に、「調書の交付を受けた」を「処分があったことを知った」に、「60日」を「3か月」に改め、「行政不服審査法第4条の規定により」を削り、「審査請求をすることができません。」の次に「ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。」を加え、「知事宛て」を「知事宛てに」と改め、「この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。」の次に「ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加え、「この処分について」を削り、「当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。」の次に「当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを」に改める。



起る受を不たの査こをき「提起す買。知政「こ審」でた決す処し「ば対のる通行に、たがっ裁対、消し「れに等改、「次もきにけと知るにき取こ加な請動ににめ、のて除」つをてをると対請を分す「後審の後はにすでと事送起た求審との提すた該こ限月以内の知の提っ請該るこば対を「期場月き以、決ばあ査当あ、れに経当「期場月き以、決ばあ査当あ、れに決ににすあ3がが由をるけ決該も由、な請裁次に定「3と3理」すな裁当て理えで査るのを規ををこてなて対でる、つな加後審めの交かか3理条限てをると対請を分す」す「えに」るし当宛に後すしあ当をた該改等ての3こてな9期宛達すこに査き処起るの対、訴号は日す算正事求た対だて正」経当に金しす算正第す知の提っ請該るこば対すにはの3き0を起、知請経にた内、を。「」代算を起、法定、決ばあ査当あ、れに金求し第と6求らは「査を求「以はす決にを価起求らは税規「裁れが審、が「け求に請と消4る「請か合、審決請に月合ま裁次え換ら請か合方ををるけ決該も由、な請査る取のあ、査日場えの裁査次か場りるの訴、か査日場号」すな裁当て理えで査換審すの条「に審翌た加てる審の6たなす」のは日審翌た、同て対でる、つな加後審「の当分9中」「のしをいす該」てしく対、しき翌「のした、宛に後すしあ当をた該、該処1「裏」た、日過」つ対当。し過なには消との翌「のした、宛に後すしあ当をた該、審すの条「に審翌た加てる審の6たなす」のは日審翌た、同て対でる、つな加後審「にり、で法「知削つをす分求は、す算経き取る日りの翌「のした、宛に後すしあ当をた該、分削な方1と」をを知年ま処請えきら年が査る分「つを知年まる、審査請に月合ま裁次えを改め、の式内め、の改、のつをて、す日決て審の、あき宛は対0裁れ該ての翌訴、こが」を「そたよこしく、は、消この翌してこの当、をり」とてな来加てる審の6たなす」の期限別記算かとしてなての当か査らに、こが」を「そたよこしく、は、消この翌してこの当、をり」とてな来加てる審の6たなす」の期限別記算かとしてなての当か査らに、え、んも」式あ定っ起きえは、消この翌してこの当、をり」とてな来加てる審の6たなす」の期限別記算かとしてなての当か査らに、は、せで後様が規あらで訴訴のすたら提起つ、ない（裏）をり」とてな来加てる審の6たなす」の期限別記算かとしてなての当か査らに、えまい限号分のががの訴のすたら提起つ、ない（裏）をり」とてな来加てる審の6たなす」の期限別記算かとしてなての当か査らに、訴きな期6処条分日としの処提起つかを分削「の4第2日か査請をら「を」の、あき宛は対0裁れ該ての翌訴、の経の1「4処翌こ消の取こ「）を翌訴の「1分4処翌こ限なこ審のが日てこの当、号5日か査請をら「を」の、あき宛は対0裁れ該ての翌訴、消し「付2を第のの取こ「）を翌訴の「1分4処翌こ限なこ審のが日てこの当、号5日か査請をら「を」の、あき宛は対0裁れ該ての翌訴、取こえの納第「法こ日すの取こ「）を翌訴の「1分4処翌こ限なこ審のが日てこの当、号5日か査請をら「を」の、あき宛は対0裁れ該ての翌訴、のる加金別「査し、の分削「の4第2日か査請をら「を」の、あき宛は対0裁れ該ての翌訴、分すを代受服だ処請の「まに改つたの消し、んで第2の法こ日すの期なく、の訴の起すたら提起つ、ない（裏）をり」とてな来加てる審の6たなす」の期限別記算かとしてなての当か査らに、

附 則  
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。